令和6年4月

# 「多文化共生コミュニケーションサポーター」制度利用の手引き

一般財団法人岡山県国際交流協会

# 1. 多文化共生コミュニケーションサポーターについて

岡山県内の在留外国人数は、32,042 人で全国総数 3,075,213 人の約 1.0% (令和 4 年 (2022) 年末) で、前年末に比べ 2,607 人増加し、過去最高となりました。

一般財団法人岡山県国際交流協会(以下「協会」という。)では、外国人が安全で快適な生活を送ることができるよう、各種サポート体制の充実を目指しているところであり、言葉の壁による誤解等が生じやすい、学校現場での教師等と外国人児童・生徒、保護者とのコミュニケーション、行政機関窓口等での外国人と窓口担当者等とのコミュニケーションの円滑化を目的として、通訳ボランティアとしてサポートしてくださる方を「多文化共生コミュニケーションサポーター」として登録し、各機関や外国人からの要請に応じて派遣しています。

#### 2. 実施期間

2024年4月15日(月)~2025年3月8日(土)

受付期間:上記期間中の月曜日~土曜日(但し、12月29日(日)~1月3日(金)を除く)

※一週間前までの申請を原則とします。

※対応できる言語については、お問合せください。

※サポーターの調整ができない場合があります。

# 3. 依頼者の対象

県内の学校・教育委員会、行政機関等及び県内在住の外国人。但し、各機関等と外国人双方でサポートが 必要と認める場合は、外国人個人ではなく各機関等から申請を行ってください。

## 4. 多文化共生コミュニケーションサポーターの活動内容

通訳によるコミュニケーションのサポートを基本とし、専門的内容の通訳は対象外とします。

# 【派遣の対象となるもの】

- ・学校等での教育関係者と保護者との意思疎通 保護者懇談、入学手続き等
- ・学校等での教育関係者と児童・生徒との意思疎通 入学オリエンテーション、個人面談等
- ・行政機関窓口等での行政機関関係者と外国人との意思疎通 市区町村役場等での各種手続き等

## 【派遣対象とならないもの】

- ・授業補助、学習指導等の学習支援
- ・式典やイベント(運動会等)での通訳支援
- ・家庭訪問等、個人宅での通訳支援

- ・専門的通訳が必要な箇所での通訳支援
- ・医療行為、診察等での医療通訳、その他 医療等に関する事項
- ・その他、基本的学校生活、行政サービスの範囲を超えるもの
- ・その他、ボランティア活動として行える範囲を超えるもの

※<u>多文化共生コミュニケーションサポーターは「通訳ボランティア」です。翻訳は行いません。また、</u> 外国人に代わって手続きを行ったり、関係者や関係機関に連絡を取る等の代行行為も行いません。

## 5. 派遣の申請方法

「多文化共生コミュニケーションサポーター派遣申請書(学校・行政機関等用)」を協会に郵送、FAX、Email、または岡山国際交流センター1 階情報相談コーナー窓口に直接提出してください。(電話での申請はできません。) ただし、申請に際しては通訳の必要性を十分に確認し、必ず当該外国人に承諾を得た上で行ってください。また、活動の参考となる資料があれば、併せて提出をお願いします。

提出先:一般財団法人岡山県国際交流協会 企画情報課

(岡山国際交流センター 1階 情報相談コーナー)

〒700-0026 岡山市北区奉還町 2-2-1

TEL: 086-256-2914 FAX: 086-256-2489 E-mail: info@opief.or.jp

## 6. 派遣のながれ

- ①学校・行政機関は通訳の必要性を十分確認した上で、当該外国人に多文化共生コミュニケーションサポーターを付することに承諾を得る。
- ②協会に多文化共生コミュニケーションサポーター派遣申請書を提出する。(**派遣希望日の1週間前までに申請書を提出してください**)
- ③協会がサポーター派遣の調整を行う。
- ④学校・行政機関等でのサポーターの活動。サポーターの活動中は申請を行った事務担当者又は事情を把握している方1名が必ず立ち会ってください。また、必要に応じて事務的な補助をお願いします。ボランティアの1回の活動について、2時間半以内に終了するよう、調整を行ってください。
- ⑤終了後、速やかに協会に報告してください。

### 7. 費用負担について

依頼者(学校・行政機関、外国人)にサポーターの派遣に係る費用を負担して頂くことは原則ありません。 サポーターの交通費、謝金等は協会が負担します。

## 8. その他

- ・多文化共生コミュニケーションサポーターと依頼主である各機関又は外国人が<u>個人的な連絡先(住所、</u> 電話番号等)を交換することを禁じます。サポーターとの連絡が必要な場合は、必ず協会に連絡をして ください。継続しての活動を必要とする場合も、協会にその都度派遣申請を行ってください。
- ・通訳中、サポーターが辞書等での語彙の確認を行う場合や、語彙や制度の内容等についての説明を求め た場合は、積極的に協力してください。
- ・当日の急なキャンセルをされた場合、当該年度内はそれ以降の申請を受けられない場合があります。
- ・個人、団体ともに原則3回まで派遣が可能です。それ以降はご相談ください。

・多文化共生コミュニケーションサポーターは、ボランティア通訳であり、プロの通訳ではありません。 万一、通訳内容に関してトラブルが生じたり、それにより依頼者又は当該外国人が損害を被った場合も、 協会及びサポーターは一切の責任を負いません。通訳内容について依頼主である各機関等及び外国人が 責任を持つことを了解した上で、申請してください。